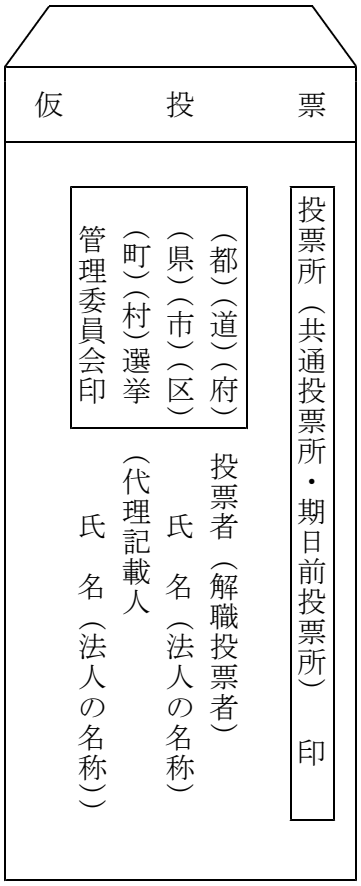
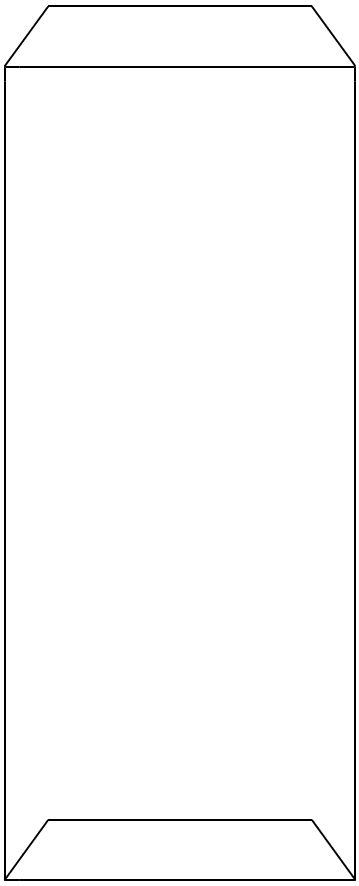
第六号様式（仮投票用封筒様式）（第五条関係）

表



裏



備考

一　投票所印は、あらかじめ封筒に次の印章を押し又は印刷しておき、各投票所において投票所名を記入し、これに代えても差し支えない。

投票所

二　共通投票所印及び期日前投票所印については、備考一に準ずる。ただし、二以上の共通投票所を設けない場合又は二以上の期日前投票所を設けない場合には、共通投票所又は期日前投票所名を記入する必要はない。

三　封筒に押すべき都（道府県）（市）（区）（町）（村）選挙管理委員会の印については、第四号様式（投票用紙様式）の備考二及び三に準ずる。

四　漁業法第九十四条及び第九十九条において準用する公職選挙法第五十条の規定による仮投票に関し、同法第四十八条の規定により代理投票をさせた場合においては、投票管理者は、封筒の表面に同法第四十八条該当である旨を記載しなければならない。

五　令第九条及び第二十三条において準用する公職選挙法施行令第四十一条第二項及び第三項の場合においては、表面左下段に代理記載人の氏名を記載しなければならない。